

応募の手引き

＜応募前の事前相談までに用意する資料＞

- 修理事業計画書（第2号様式） **2部**
- 付近見取図（1/2500程度） **2部**
- 図面類（計画立面図（着色・無着色）・平面図・断面詳細図、1/50） **2部** ※現況図もあれば用意
- 現況写真（2方向以上から撮影したもの、及び町並みの状況がわかるもの） **2部**

※意見聴取後、意見聴取書類とともに1部返却します。

以上の資料が揃いましたら、奈良町にぎわい課（0742-24-8936）まで連絡



※連絡・調整は、奈良町にぎわい課で行います。

文化財課の意見聴取

現状維持修理：書類確認のみ
 復原修理：現地調査の場合あり（所有者・設計者同席）



指定機関への相談（書類相談）

※復原修理で痕跡が不明確箇所や整備箇所がある場合



＜注意事項＞

①⑦の書類は、申請者が署名する場合は押印不要、記名の場合は押印が必要です。事業者の場合は署名でも押印が必要です。

⑦⑧の書類提出に際して、所有者に直接、指定手続きに関する説明を行います。

＜応募のために用意する資料＞

- ①応募申請書（第1号様式）
- ②修理事業計画書（第2号様式）
- ③付近見取図（1/2500程度） **2部**
- ④現況写真（2方向以上から撮影したもの、及び、町並みの状況がわかるもの） **2部**
- ⑤図面（配置図、平面図、断面図、立面図（着色・無着色）、断面詳細図等）
- ⑥見積書等（事業の内容がわかる資料）

※ 図面、見積書以外の書類に、工事業者の記名、押印をしないでください。

＜歴史的風致形成建造物の指定の手続きのために必要な資料＞

- ⑦歴史的風致形成建造物指定提案書（事前相談後に様式をお渡しします。）
- ⑧歴史的風致形成建造物であることを具体的に説明する資料（建築時の資料、古写真など）

以上の資料が揃いましたら、奈良町にぎわい課に持参。（FAX、郵送は不可）

※ 応募に係る経費はすべて応募者負担とします。また、提出された書類は、理由のいかんにかかわらず返却いたしません。

※ 様式等はホームページからダウンロードできます。

※ 書類に不備がある場合、受付できないことがあります。